

もくじ

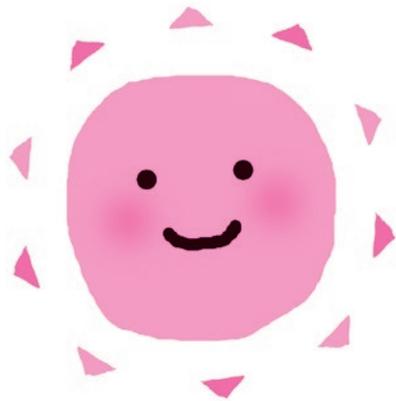
棚倉町では、こどもの成長に喜びと幸せを感じる、笑顔に満ちあふれたまちづくりを目指し、令和7年に「棚倉町こども計画」がスタートし、「第7次棚倉町振興計画」の施策目標に掲げている『明日を拓く人と文化を育むまち』の施策を推進しているところです。

このガイドブックには、本町が取り組んでいる子育てに関するさまざまな事業を掲載しておりますので、ぜひご覧になり、ご利用ください。

また、相談先も掲載しています。子育てに困ったときなど、ひとりで悩まずに、お気軽にご連絡ください。

～ 基本理念 ～

こどもの笑顔をつくるまち
こどもの笑顔でつくるまち
躍動たなぐら



棚倉町 健康福祉課

■ 子育てカレンダー	2
■ 妊娠・出産	4
■ 赤ちゃんが生まれてからの手続き・支援	7
■ 乳幼児健康診査・相談	11
■ 予防接種	12
■ 医療機関 ～急に具合が悪くなった場合～	16
■ 子育てサポート	18
■ 保育園・幼稚園・小中学校	22
■ 就学への支援	24
■ 障がいのあるお子さんへの支援	26
■ ひとり親家庭への支援	30
■ 生活支援	32
■ 定住支援	33
■ 主な子育て支援マップ	34
■ 保育園・幼稚園・小中学校 等	36
■ 町内医療機関	38
■ 親子でお出かけ	40
■ 問い合わせ・相談先	41



子育てカレンダー

月 齢	妊 娠 期	乳 児 期										幼 児 期												
	妊 娠	0 月 月	1 月 月	2 月 月	3 月 月	4 月 月	5 月 月	6 月 月	7 月 月	8 月 月	9 月 月	10 月 月	11 月 月	1 歳 歳	1 歳 6 月 月	1 歳 9 月 月	2 歳 歳	3 歳 歳	3 歳 4 月 月	3 歳 7 月 月	4 歳 歳	5 歳 歳	6 歳 歳	
健康診査・相談会	妊婦健康診査	産後2週間健康診査		産後1か月健康診査		産後1か月健康診査		3~5か月児健康診査		9~11か月児健康診査		1歳6~9か月児健康診査		3歳4~7か月児健康診査										
	妊婦訪問	妊婦訪問		妊婦訪問		妊婦訪問		妊婦訪問		妊婦訪問		妊婦訪問		妊婦訪問		妊婦訪問		妊婦訪問		妊婦訪問		妊婦訪問		妊婦訪問
助成手続き	産後ケア事業(産後1年以内)																							
	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子健康手帳交付 ● 母と子の健康のしおり(妊産婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受検票等)交付 ● 父子健康手帳交付(第1子目の方のみ) ● 妊婦のための支援給付金支給事業 ● 妊産婦医療費助成 ● 妊婦インフルエンザ予防接種費用助成 ● 低所得妊婦初回産科受診料助成(妊娠期) 																							
子育てサポート	<ul style="list-style-type: none"> ● 出生届(生まれた日を含めて14日以内) ● 児童手当 ● 健やか子育て医療費助成(0歳~18歳) ● 未熟児養育医療給付(0歳~1歳未満) ● すこやか赤ちゃん応援給付金の支給(新生児1人につき10万円) ● 生後1か月児健康診査費用助成 																							
	子育て世代包括支援センター(電話・来所相談・家庭訪問・子育て支援講座等)																							
	子ども家庭総合支援拠点(子育ての悩み・児童虐待などに関すること)																							
	ワイワイひろば・すくすくルーム ※子どもセンター																							
ファミリーサポート											センター ※子どもセンター													



妊娠・出産

■ 「妊娠届出書」の提出、「母子健康手帳」等の交付

妊娠が分かったら、医師に出産予定日を確認し、早めに(11週以内に)母子健康手帳の交付を受けましょう。

担当保健師が対応いたしますので、ご希望の日時を事前にご連絡ください。
交付場所：子育て世代包括支援センター(保健福祉センター内)



■ 「父子健康手帳」の交付

妊娠届を提出すると、母子健康手帳とあわせ、初めてお父さんになる方に「父子健康手帳」を交付します。

■ 妊娠中の健康診査

母子健康手帳の交付時に、「母と子の健康のしおり」を交付します。医療機関の窓口へ提出することで、公費負担により妊婦健康診査15回を受けることができます。

※里帰りなどで県外の医療機関で受診を希望される場合は、ご相談ください。

■ 妊産婦訪問指導

保健師・助産師等が妊産婦の全家庭を訪問して、ご相談に応じます。
妊娠・出産・育児に不安のある方は、お気軽にご連絡ください。

■ お産の学校(母親・両親学級)

妊婦さんとそのご家族を対象に実施しています。お産についての講話や沐浴体験を実施しています。安心して出産・育児に取り組めるようぜひ受講しましょう。

■ 陽だまりサロン(子育てサロン)

1歳未満のお子さんとその保護者を対象に月に1回定期的に開催しています。発育測定や季節のイベント、足型ワーク等を行います。また保護者の交流の機会にもなりますので、ぜひご参加ください。日程等の詳細についてはアプリ等で通知しておりますのでご確認ください。

■ 妊婦のための支援給付金支給事業

妊婦や子育て家庭に保健師等が寄り添う「①伴走型相談支援」と「②経済的支援の支給」を一体的に行い、安心して出産・子育てができるよう支援します。



〈申請〉保健師等と面接後に申請書を配布・受付します。

■ 棚倉町妊婦にやさしい遠方出産支援事業

自宅または里帰り先から遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、出産に伴う交通費及び妊婦とその支援をする同行者が出産入院まで待機するための分娩取扱施設近隣にある宿泊施設の宿泊費について、一部助成します。対象となる方には、担当よりご説明いたします。

■ 低所得妊婦の初回産科受診料の支援

町民税非課税世帯の方の初回産科受診料を1万円を上限に償還払いで助成します。産婦人科等の医療機関を受診後に申請してください。

■ 妊婦インフルエンザ予防接種費用助成

妊婦のインフルエンザ予防接種費用の一部助成を行っています。

〈対象者〉妊婦 〈助成額〉上限2,500円/回 〈助成回数〉1回

問い合わせ先：健康福祉課 健康づくり係(保健福祉センター)

☎ 33-7801

■ 妊産婦医療費助成

町内にお住まいの妊産婦(妊娠4か月の属する月から分娩した日の属する月の翌月末まで)の通院、入院などの医療費の一部負担金、入院時の食事代を助成します。

問い合わせ先：住民課 医療年金係 ☎ 33-2116



■ 不妊治療費及び不妊検査費助成

福島県と町では保険適用とならない不妊治療や不妊検査に関する費用の一部助成を実施しています。

※助成対象や内容など詳細については、福島県及び町のホームページで確認またはお問い合わせください。

【助成について】



【相談センターについて】



助成申請問い合わせ先：福島県県南保健福祉事務所 ☎0248-22-5647
棚倉町健康福祉課 健康づくり係（保健福祉センター）☎33-7801

■ 福島県不育症相談・治療費助成

福島県では偶発的流産の方へは窓口相談を設置し、治療が必要な方へは特定の治療法に対し費用を助成しています。

詳細については、お問い合わせください。

不妊症相談：☎0248-21-0067

助成申請問い合わせ先：福島県県南保健福祉事務所 ☎0248-22-5647

■ おもいやり駐車場

「おもいやり駐車場」のステッカーが表示されている駐車スペースに駐車することができます。

〈利用対象者〉妊娠7か月～産後3か月の妊産婦

〈申請方法〉

- 交付申請書に確認書類を添えて、申請受付、交付窓口へ提出ください。
- 県の窓口以外で申請する場合、返信用の切手（140円）が必要になります。
- 郵送による申請の場合は、交付申請書に確認書類の写しを添付ください。

※交付申請書は、申請受付、交付窓口へ備え付けてあります。

県のホームページでも入手することができます。

〈申請受付〉■ 棚倉町保健福祉センター ☎33-7801
■ 棚倉町健康福祉課 福祉係 ☎33-2117
■ 福島県県南保健福祉事務所

☎0248-22-5478

問い合わせ先：健康福祉課 福祉係 ☎33-2117



赤ちゃんが生まれてからの手続き・支援

■ 出生届

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日を含め14日以内に届けましょう。
〈手続きに必要なもの〉出生届（出生証明書）・母子健康手帳

問い合わせ先：住民課 住民係 ☎33-2116

■ 健やか子育て医療費助成

0歳から18歳到達後の年度末までにかかるお子さんの医療費（保険適用分）の自己負担を助成する制度です。

お子さんの保険証ができたなら、手続きをしましょう。

※棚倉町国民健康保険に加入している方は手続きが不要です。

〈手続きに必要なもの〉

保険証（お子さんのもの）、振込先の預金通帳

問い合わせ先：住民課 医療年金係 ☎33-2116

■ 出産一時金制度

出産費用の負担を軽減するために、加入している医療保険から出産一時金が支払われます。支給額は50万円（産科医療保障制度に加入しない分娩の場合は、48万8千円）です。加入している医療保険が直接、医療機関に一時金を支払うため、出産費用から出産一時金を差し引いた額がご本人負担となります。また、50万円未満の場合は、保険者へ申請することにより、差額が支給されます。

申請の手続きは医療機関等で行います。詳しくは、出産される医療機関へお問い合わせください。

* 棚倉町国民健康保険に加入している方は、住民課 医療年金係 ☎33-2116へお問い合わせください。

■ すこやか赤ちゃん応援給付金支給事業

お子さんの誕生をお祝いするとともに、今後のすこやかな成長を支援するため、新生児1人につき10万円を支給します。

問い合わせ先：健康福祉課 健康づくり係（保健福祉センター）☎33-7801

■ 児童手当

申請により、高校生年代までの児童を養育している方に支給され、原則申請の翌月分から支給されます。初めて児童手当の請求をする場合や手当額が増額する場合は、誕生日や転出予定日の翌日から15日以内に申請が必要です。なお、公務員の方は、勤務先から支給されますので、勤務先にご確認ください。

〈手続きに必要な物〉

請求者の健康保険証の写し・請求者名義の預金通帳の写し・印鑑・請求者及び配偶者のマイナンバーが確認できるもの・請求者の運転免許証等本人確認書類

〈支給期間〉 高校生年代まで

〈支給額〉・3歳未満 第1・2子：月額15,000円
(第3子以降：月額30,000円)

※第3子以降とは、児童及び児童の兄弟等で22歳到達後の最初の年度末までにあり親等に経済的負担のある子のうち、年齢が上の子から数えて3番目以降の子のことをいいます。

・3歳以上高校生年代まで第1・2子：月額10,000円
(第3子以降：月額30,000円)

〈支給時期〉 2月・4月・6月・8月・10月・12月にそれぞれの前月までを支給します。

問い合わせ先：健康福祉課 福祉係 ☎ 33-2117

■ 福島県子育て応援パスポート(ファミたんカード)

福島県では、市町村や事業者の方と連携して、子育て応援パスポート事業を実施しています。カードを協賛店で見せると、お店のご厚意により割引やプレゼントなど、様々なサービスを受けることができます。



問い合わせ先：健康福祉課 福祉係 ☎ 33-2117

■ 新生児聴覚検査の助成

「母と子の健康しおり」の中に、新生児聴覚検査受検票が入っています。医療機関の窓口へ提出することで、その費用の一部を助成します。棚倉町では初回検査・確認検査・再確認検査まで助成を行っています。問い合わせ先：健康福祉課 健康づくり係(保健福祉センター) ☎ 33-7801

■ 産後ケア事業

産後のお母さんの疲労回復や育児に関するさまざまな不安や悩みの解消のため、宿泊や日帰り、または助産師が自宅へ訪問し、お母さんと赤ちゃんへ必要なケアを提供します。

〈対象者〉

棚倉町に住所を有する1年以内の赤ちゃんとそのお母さんで、次のいずれかに該当する方

- ①産後の体調回復に不安を持ち、サポートが必要とされる方
- ②初めての子育て、赤ちゃんのお世話の仕方がよくわからないなど、育児に不安がある方
- ③その他、産後の経過に応じた休養や栄養のサポートが必要とされる方

〈内容〉

- お母さんへのケア：
体調管理、乳房ケア、
休息等の生活面のサポート
- 赤ちゃんへのケア：
発育や栄養状態のチェック、
スキンケアなど
- 育児に関する助言や相談など

〈利用方法〉

ご相談のうえ、申請手続きを行ってください。
申請は原則として、7日前までに行ってください。

〈申請に必要な書類〉

- 母子健康手帳

〈利用できる施設〉

- 県助産師会実施助産所
- 塙厚生病院
- 国際医療福祉大学病院



産後2週間、1か月健康診査・生後1か月児健康診査の助成

「母と子の健康のしおり」の中に、受診票が入っています。医療機関の窓口にて提出することでその費用の一部を助成します。

生まれた赤ちゃんが低体重児だったとき

出生時の体重が2,500g未満の場合は、母と子の健康のしおりの中の「低体重児出生届」を届け出てください。必要に応じ、電話相談や家庭訪問により、赤ちゃんの発育や育児で心配なことなど、保健師が相談に応じます。

未熟児養育医療給付制度

生まれたお子さんが未熟児で、指定養育医療機関の医師が入院療育を必要と認めた場合、入院時の医療費と食事医療費の自己負担分の給付が受けられる制度です。詳しくは、お問い合わせください。

こんにちは赤ちゃん訪問

生後2か月程度を目安に、保健師等が家庭訪問をします。

発育測定や育児相談、乳幼児健康診査、予防接種等についてご説明します。

問い合わせ先：健康福祉課 健康づくり係（保健福祉センター）☎33-7801

チャイルドシートの貸し出し

町内にお住いの1歳～就学前のお子さんに1回・1年間チャイルドシートの貸し出しを行っています。

問い合わせ先：住民課 消防環境係 ☎33-2116

子育てアドバイス！ 遊びは子どもの主食です ～スマホを置いてふれあい遊びを～

- *愛着形成*** ママ・パパの顔と声とは赤ちゃんにとって最高のおもちゃです。
- *外遊び*** 五感や体力を育て毎日が新しい発見や体験の連続です。
- *集団遊び*** 言葉や運動能力、社会性（ルールを守る）相手を思いやる心などが育ちます。
- *お手伝い*** 子どものやりたがる気持ちを大切に。親子のかわりかで生活能力、役立ち感が養えます。
- *生活リズム*** しっかりと遊ぶ、ぐっすり眠り、よく食べるようになります。



出典：日本小児科医会

乳幼児健康診査・相談

乳幼児健康診査 場所：保健福祉センター

開催日時などについては、暮らしのカレンダー最終ページまたは町ホームページをご覧ください。

該当となるお子さんへは、ご案内をお送りします。

種類	内容	持ち物
3～5か月児健康診査	問診・身体計測 内科診察・整形外科診察 離乳食指導 個別指導	・母子健康手帳 ・問診票 ・バスタオル
9～11か月児健康診査	問診・身体計測 内科診察 歯科指導・栄養指導 ブックスタート 個別指導	・母子健康手帳 ・問診票 ・バスタオル
1歳6～9か月児健康診査	問診・身体計測・栄養指導 内科診察 歯科検診・歯科指導 フッ化物歯面塗布（希望者） 個別指導	・母子健康手帳 ・問診票 ・歯ブラシ・コップ ・仕上げ用歯ブラシ ・フェイスタオル
3歳4～7か月児健康診査	問診・身体計測・栄養指導 尿検査・聴覚検査・視力検査 内科診察 歯科検診・歯科指導 フッ化物歯面塗布（希望者） 個別指導	・母子健康手帳 ・問診票 ・歯ブラシ・コップ ・仕上げ用歯ブラシ ・尿 ・フェイスタオル



■ 幼児歯科クリニック 場所：保健福祉センター

半年に1回を目安に、歯科医師による診察、歯科衛生士による歯みがき指導、フッ化物歯面塗布を行います。

開催日時などについては、暮らしのカレンダー最終ページまたは町ホームページをご覧ください。該当となるお子さんへは、ご案内をお送りします。

〈内容〉 歯科診察・歯科指導（フッ化物歯面塗布）

〈対象者〉 1歳～3歳半

〈持ち物〉 問診票・歯ブラシ・コップ・仕上げ用歯ブラシ・フェイスタオル
母子健康手帳・歯の健康ノート

■ ブックスタート

9～11か月児健康診査の待ち時間に、読み聞かせボランティアさんが、絵本の読み聞かせを行います。

絵本をプレゼントしますので、親子で絵本を開く楽しいひとときを持ち続けてください。



■ にこにこ教室

東白川郡内4町村の共催事業です。

お子さんの発達や関わり方等に不安を抱えている保護者の方を対象に、集団遊び（親子遊び）や保護者同士の話し合い等を月1回行っています。

精神科医師・公認心理師・言語聴覚士の相談日も設けていますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先：健康福祉課 健康づくり係（保健福祉センター）☎33-7801

予防接種

お母さんから赤ちゃんにプレゼントした『病気に対する抵抗力』は、生後数か月の間に自然と失われていくため、赤ちゃん自身で免疫をつくる必要があります。

赤ちゃん自身で免疫をつくる助けをするのが予防接種です。

感染症の重症化や合併症予防のためにも、予防接種を受けましょう。

■ 予防接種について

棚倉町では、こんにちは赤ちゃん訪問で予防接種の予診票を配布します。

予防接種は、医療機関での個別接種となります。かかりつけの医療機関に予約をして、母子健康手帳と予診票を持参し、なるべく標準的な接種期間で受けるようにしましょう。

なお、決められた接種期間を過ぎると、費用助成が受けられません。

■ 予防接種を受ける前のチェック事項

- お子さんの体調はよいですか？
- 『予防接種と子どもの健康』をよく読みましたか？
- 母子健康手帳の準備と予診票への記入は済んでいますか？

■ 予防接種を受けた後の注意

- ① 接種部位をきれいに保ちましょう。
- ② 入浴は差し支えありませんが、激しい運動は控えましょう。
- ③ 接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

■ 定期接種と任意接種

定期接種

予防接種法で定められている予防接種で、対象となる年齢や回数が法により決められており、費用が全額助成されます。

任意接種

定期接種以外の予防接種で、医師との相談により保護者の希望で実施されるものです。

棚倉町では接種費用の一部助成を行っているものもありますので、詳しくはお問い合わせください。

接種費用一部助成予防接種

■ おたふくかぜ

〈対象者〉 1歳～小学校就学前のお子さん

〈助成額〉 上限3,000円（1回のみ助成）

■ 子どもインフルエンザ

〈対象者〉 1～18歳

〈助成額〉 上限2,000円/回・1～12歳：2回/年・13～18歳：1回/年



問い合わせ先：健康福祉課 健康づくり係（保健福祉センター）☎33-7801

■ 予防接種スケジュール

■ 標準的な接種期間 ■ 対象者

種 類	ワクチンの種類	乳 児 期												幼 児 期						学 童 期			受ける回数及び対象月齢				
		2か 月	3か 月	4か 月	5か 月	6か 月	7か 月	8か 月	9か 月	10か 月	11か 月	12か 月	15か 月	18か 月	21か 月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳		9歳	10歳以上		
定 期 接 種	B型肝炎	不活化 ワクチン	①②				③																				計3回(1歳未満)
	小児の肺炎球菌	不活化 ワクチン	①②③										④														計4回(生後2か月～5歳未満)
	五種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ Hib(ヒブ)	不活化 ワクチン	①②③											④													計4回(生後2か月～7歳6か月未満)
	BCG	生 ワクチン				①																					1回(1歳未満)
	麻しん風しん (MR)	生 ワクチン											①						②								計2回 (1回目は1歳以上2歳未満、2回目は5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間)
	水痘 (水ぼうそう)	生 ワクチン											①②														計2回(1歳～3歳未満)
	日本脳炎	不活化 ワクチン													①③	②									④ 2期 9～12歳		1期初回：6日～28日間隔で2回(6か月～7歳6か月未満) ※3歳頃から 1期追加：初回終了後、おおむね1年後に1回(4歳) 2期：1回(9歳～13歳未満)
	二種混合 ジフテリア 破傷風	不活化 ワクチン																							① 11～12歳		1回(11歳～13歳未満)
	HPV (子宮頸がん)	不活化 ワクチン																								①②③ 12歳～	計3回・女子のみ(12歳となる年度初日から16歳となる年度の末日)
	*ロタウイルス ワクチン	生 ワクチン	①②③																								1価(2回接種)と5価(3回接種)のいずれか
任 意 接 種	おたふくかぜ	生 ワクチン											①						②							計2回(1回目は1歳以上2歳未満、2回目は5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間) ※助成回数 1回	
	季節性 インフルエンザ	不活化 ワクチン																								対象者：1～18歳 ※助成回数 1～12歳：2回/年、13～18歳：1回/年 ※1回につき2,000円上限	



■ 他のワクチンを接種する場合の間隔 (令和6年4月現在)

生ワクチン ➡ 27日以上おく ➡ 生ワクチン

※かかりつけ医に相談しながら計画を立てましょう。

※県外で受ける場合や一部助成のある任意接種のワクチンを接種する際は事前に申請が必要です。

問い合わせ先：健康福祉課 健康づくり係(保健福祉センター) ☎33-7801



医療機関 ～急に具合が悪くなった場合～

■ 緊急のとき

呼びかけても意識がない！ けいれんがとまらない！ 出血がひどい！
など緊急を要する場合は119番へ連絡しましょう。

救急車を呼ぶときは？

119番へ連絡し、落ち着いて「住所・名前・電話番号・
今いる場所・お子さんの状態など」を伝えましょう。

■ 休日に急病になったとき

小児科・内科・外科の部門で、休日（日曜・祝日）、年末年始などに診療
を行っています。

受診する際は、「保険証」と「こども医療費受給資格者証」を持参して
ください。

診療時間：午前9時～午後5時

※休日当番医に関する情報は『広報たなぐら』および『町ホームページ』
をご覧ください。

問い合わせ先：健康福祉課 健康づくり係（保健福祉センター） ☎33-7801

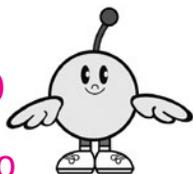
■ 福島県救急電話相談

急な病気やけがをした際、応急手当の方法、受診や救急車要請の必
要性に対して専門家による助言が受けられる電話相談窓口です。相談
は毎日24時間受け付けています。

県内のプッシュ回線・携帯電話の場合 **#7119**

ダイヤル回線・IP電話・PHSからおかけの場合

☎024-524-3020



詳しくは福島県のホームページをご覧ください。

福島県救急電話相談について



■ 夜間に急病になったとき

〈福島県子ども救急電話相談〉

夜間にお子さんの具合が悪くなったら、小児救急相談を利用しま
しょう。

看護師や医師等が、家庭での対処法など、症状に応じたアドバイ
スをくれます。なお、通話料はかかります。

電話番号

#8000（携帯電話・固定電話プッシュ回線）

または ☎024-521-3790

（固定電話アナログ回線など）

相談時間

毎日（午後7時～翌朝午前8時）



知っていると便利なホームページ

福島県「子どもの救急について」

[http://www.pref.fukushima.jp/imu/
kodomokyuu/yuu/kodomokyuu.htm](http://www.pref.fukushima.jp/imu/kodomokyuu/yuu/kodomokyuu.htm)

福島県子ども救急電話相談の詳しい情報が掲載されています。
また子どもの救急について知っておきたい知識をまとめたパンフ
レット「子どもの救急について」がダウンロードできます。

日本小児科学会「ON LINE QQ子どもの救急」

<http://kodomo-qq.jp/>

社団法人日本小児科学会またはその代理人が監修・運営している
「ON LINE QQ 子どもの救急ホームページ」では、子どもさんの症
状に近いものをチェックボックスで選んでいくことによって、症状に
あわせた対処方法が表示されます。



子育てサポート

子どもセンターでは、就学前児童の子育てサポート事業を行っています。

■ ワイワイひろば 利用時間：午前9時～午後5時

室内で、天気を気にせず、おもちゃで自由に遊べます。
乳幼児をもつ保護者の方やお子さんたちの楽しい交流の場です。

〈休館日〉日曜日、祝日、12月29日～1月3日
〈利用料〉無料



■ 子育て講座「すくすくルーム」

就学前のお子さんと保護者を対象に、手あそび・工作・リズム活動など楽しく参加できる活動を月2回程度実施しています。各種講座も開催しています。楽しく交流しながら、子育ての悩みや疑問等について一緒に考えてみましょう！

■ 育児サークル「おひさまクラブ」

就学前のお子さんと保護者を対象に、月1回程度、季節の行事に合わせた活動を自主的に行っています。



■ ラビット図書室

幼児向けの絵本や児童書がそろっています(貸し出しはしていません)。
問い合わせ先：子どもセンター ☎57-5310



ラビット図書室



ワイワイひろば(プレイルーム)

■ ファミリーサポートセンター

子育ての「手助けしてほしい人」「お手伝いをしたい人」が、それぞれ会員になって、お互いに信頼関係を築きながら子どもを預けたり、預かったりする有償ボランティア活動です。

会員とは

子育てを手助けしてほしい方を「お願い会員」といい、子育てをお手伝いしたい方を「預かり会員」といいます。

また、その両方を兼ねることもでき、その方を「両方会員」といいます。

お願い会員

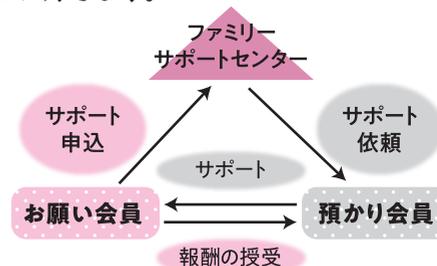
町内にお住まいか勤務をしていて、生後6か月～小学校6年生までの子どもを持つ方。

預かり会員

町内にお住まいで、20歳以上の心身共に健康で自宅で子どもを預かることのできる方。子どもと関わるのが好きな方。

* こんな時手助けしています *

- ・ 保育園や学校の子どもの送り迎え
- ・ 保育施設や学校の放課後の預かり
- ・ 急な残業や早朝出勤時の預かり
- ・ その他サポート必要時の預かり



利用料金

利用日	時間	利用料金・報酬額
月～金	午前7時～午後7時	600円/時間
	午前7時前・午後7時以降	700円/時間
土日、祝日 年末年始	一律	700円/時間

※きょうだいで預ける場合は、2人目から半額となります。

〈利用料金の助成〉

後日、町に申請することで、利用料金の半額が助成されます。
詳しくは、子どもセンターにお問い合わせください。

問い合わせ先：子どもセンター ☎57-5310



■ 放課後児童クラブ

昼間就労等により保護者のいない家庭の児童等の健全育成を図るため、遊びを主とする健全育成活動を行います。

12月に次年度利用する児童を募集します。

問い合わせ・申込み先：子ども教育課 子ども係 ☎33-7881

■ 預かり保育【幼稚園】

幼稚園に入園している児童について、幼児の健全な育成と居場所づくりを支援することを目的として、通常の保育時間以外に保護者の希望により、在園児の預かり保育を実施しています。

〈申し込み〉直接実施している幼稚園へ申し込みをしてください。

■ 一時的保育【保育園】

保護者の様々な理由により、家庭での保育が一時的・緊急的に困難な場合、保育園でお預かりして保育を行います。

*園児が定員を超えている場合は、お預かりできないことがあります。

利用を希望される方は、事前にお問い合わせください。

〈対象者〉

町内に住む生後10か月以上の乳幼児

〈保育料〉

・1日：2,000円

・半日：1,000円

・給食費：240円（おやつ 午前50円、午後50円を含む）

*保育料は、利用日数を集計し、最終日にお支払いいただきます。

〈保育時間〉

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時30分

土曜日：午前8時30分～午後12時30分

*お子さんの年齢や様子により異なります。

問い合わせ・申込み先：社会福祉法人 棚倉保育園 ☎33-3367

■ 子育て短期支援事業

お子さんを養育している保護者が疾病、仕事等の理由で、家庭におけるお子さんの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等の保護を行うことのできる施設において、一時的に養育を行います。

*受け入れ先の施設の状況により、利用できない場合もあります。

利用を希望される方は事前にお問い合わせください。

〈対象者〉2歳以上18歳未満のお子さん

〈対象者の条件〉

- ①保護者の疾病
- ②保護者の育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等による身体上又は精神上的の事由
- ③保護者の出産、介護、事故、災害、失踪等家庭養育上の事由
- ④保護者の冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- ⑤その他町長が認めた児童

問い合わせ先：健康福祉課 福祉係 ☎33-2117

■ 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、支援員が訪問し家庭の抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家庭や療育環境を整えることで、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎ、子育て家庭等の家事・育児の支援に繋がっています。

問い合わせ先：健康福祉課 福祉係 ☎33-2117

■ 図書館でのお話会

読み聞かせボランティアさんと図書館職員による「おはなし会」を開催しています。

詳しくは、町（図書館）のホームページまたはフェイスブックをご覧ください。

問い合わせ先：

棚倉町立図書館 ☎33-4342



保育園・幼稚園・小中学校

■ 保育園とは

保育園は、保護者の就労、疾病などの理由により家庭において子どもを保育できない場合に、保護者に代わって保育することを目的とした施設です。

入園について

10月頃に次年度入園する園児を募集します。日程等は広報たなぐら等でお知らせしますので、入園を希望する方はお申し込みください。入園されている方も、園を通じて継続の申し込みが必要です。

町内の保育園

※保育園の連絡先等は36ページ参照

棚倉保育園

〈保育実施年齢〉 生後6か月～就学前まで

〈保育時間〉

- 平日：午前7時00分～午後6時00分（保育標準時間）
午前8時30分～午後4時30分（保育短時間）
- 土曜日：午前7時45分～午後5時30分（保育標準時間）
午前8時30分～午後4時30分（保育短時間）

延長保育

保護者の勤務状況等により、保育時間を延長して保育します。

〈保育時間〉

- 平日：午後6時00分～午後6時35分（保育標準時間）
午前7時00分～午前8時30分（保育短時間）
午後4時30分～午後6時35分（保育短時間）
- 土曜日：午前7時45分～午前8時30分（保育短時間）
午後4時30分～午後5時30分（保育短時間）

〈保育料〉

父母の住民税課税状況及び入園児の年齢により算出されます。

問い合わせ先：子ども教育課 子ども係 ☎33-7881

■ 幼稚園とは

幼稚園は、原則として3歳以上の幼児に対して学校教育法に基づく就学前教育を行う施設です。

入園について

12月に次年度入園する園児を募集します。日程等は広報たなぐらでお知らせしますので、入園を希望する方はお申し込みください。

町内の幼稚園

※各幼稚園の連絡先等は36ページ参照

〈園名〉 棚倉幼稚園、社川幼稚園、近津幼稚園（3か所）

〈年齢〉 3歳～就学前

〈保育時間〉 午前8時30分～午後2時30分

問い合わせ先：子ども教育課 子ども係 ☎33-7881

■ 小学校

※各小学校の連絡先等は36ページ参照

〈学校名〉

棚倉小学校、社川小学校、高野小学校、近津小学校

〈入学の手続き〉

10月中に、住民基本台帳をもとにして、翌年度入学の対象となる幼児の保護者宛に「就学時健康診断の通知書」が送付されます。

健康診断は10月～11月にかけて行われますので、指定された場所で必ず受けてください。

「入学通知書」は、1月末日までに送付されます。



■ 中学校

※中学校の連絡先等は37ページ参照

〈学校名〉 棚倉中学校

〈入学の手続き〉

小学6年生の保護者には、中学校へ入学する年の1月末日までに、「入学通知書」が送付されます。

問い合わせ先：子ども教育課 教育総務係 ☎33-7881



就学への支援

お子さんの成長のスピードや、成長の仕方は一人一人異なります。

お子さんの特徴を踏まえて、お子さんに合った接し方や環境を整えてあげること、お子さんの困りごとを減らすことができます。

学校や地域には、お子さんの就学を応援するスタッフがおりますので、不安や疑問など、お気軽にご相談ください。

特別支援教育コーディネーター（小学校・中学校）



保護者の方からの相談を受けたり、関係機関との連絡・調整を担います。

幼稚園では、園長・教頭がご相談に応じています。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー（小学校・中学校）



学校教育に関する心理・福祉の専門家として、カウンセリングや関係機関との連携・調整等を行います。

特別支援教育支援員（幼稚園・小学校・中学校）



日常生活上必要な介助や、学習支援などを行います。

お子さん一人一人に合った学びや支援を提供できるよう、様々な学びの場があります。

お子さんや保護者の方の意見、専門家の意見、学校や地域の状況などを踏まえ、就学先を決定します。

就学した後でも、お子さんの状況などにより柔軟に転学することは可能です。

通常の学級

通常の学級においても、配慮を必要とする児童・生徒のために、授業方法や教材を工夫して、分かりやすい授業を行っています。

通常の学級+通級による指導を行う教室

普段は、在籍している通常の学級において授業を受け、学習上または生活上の困難など特性に応じて、別の場で特別の指導を行います。

*在籍校で受ける場合と他校で受ける場合があります。

特別支援学級

障がいの種別ごとに置かれる少人数の学級です。障がいのある児童・生徒一人一人に応じた教育を行っています。

子どもサポート教室

様々な要因により、学校に登校できない児童生徒に対し、状況に応じた適切な相談及び指導、援助を行い、子どもたちの学びを止めないよう支援を行っています。



問い合わせ先：子ども教育課 教育総務係 ☎33-7881



障がいのあるお子さんへの支援

※事前に申請が必要です。

詳しくは、健康福祉課 福祉係 ☎33-2117へご相談ください。

■ 手帳の申請

● 身体障害者手帳の申請

身体に障がいのある方は、障がいの程度により認定され、手帳が交付されます。手帳交付により、障がいに合わせた各種福祉制度が受けられます。

● 療育手帳の申請

知的に障がいのある方に交付されます。障がいの程度はA(最重度・重度)、B(中度・軽度)に区分され、手帳交付により、各種福祉制度が受けられます。

■ 特別児童扶養手当

身体や精神に中度または重度の障がいがある20歳未満のお子さんを養育している父母、もしくは父母に代わってお子さんを養育している方に支払われます。

※所得制限、障がい程度に基準があります。

※支給時期：4月(12～3月分)・8月(4～7月分)・11月(8～11月分)

※児童が障がいを理由として公的年金を受けることができる場合は支払われません。

■ 障害児福祉手当

20歳未満で身体や精神に障がいがあり、その障がいがある日常生活において常時の介護を必要とする重度の在宅の方に支払われます。

〈支給時期〉

2月(11～1月分)・5月(2～4月分)・8月(5～7月分)・11月(8～10月分)

■ 棚倉町重度心身障害児扶養手当

身体や知的に重度の障がいがある1歳以上20歳未満のお子さんを扶養している父母、もしくは父母に代わってお子さんを養育している方に、児童1人につき年額20,000円が支払われます。対象者など詳しくは、お問い合わせください。

■ 自立支援医療(育成医療)

身体に障がいがある18歳未満のお子さんで、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により、確実な効果が期待できる際に必要な医療費の軽減をします。医療費の一割が自己負担となり、所得に応じて自己負担限度額が設定されています。

■ 心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している65歳未満の健康な方が加入し、加入者が死亡した後に、障がいのある方に月額20,000円(1口)の年金が支払われます。障がいの程度に基準があり、掛け金は加入年齢により決定されます。

■ 重度心身障害者医療費の助成

重度障害者の診療費等の一部負担金(本人負担分)相当額を給付しています。所得制限があるほか、他の制度による医療費助成対象分や入院時の食事代は対象外です。

〈対象者〉

身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳Aの方、内部障がい(心臓、腎臓、呼吸器など)で身体障害者手帳3級の方など。

※18歳の誕生日の年の最初の3月31日までは、健やか子育て医療費が対象となります。

問い合わせ先：住民課 医療年金係 ☎33-2116

■ 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等助成制度

難聴児の言語の習得、教育などにおける健全な発達の支援及びコミュニケーションの向上を促進することを目的として、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の保護者に対して、補聴器購入等に要する費用の一部を助成します。交付要件などがありますので、事前にお問い合わせください。

■ 東白川サポートブック

東白川サポートブックは、困り感や苦手さのあるお子さん・発達面で支援が必要なお子さんが、ライフステージが変わっても、一貫した支援が受けられるようにするために、これまでの支援などの状況を記録することができます。



■ 障害児通所支援

障がいの程度、年齢等に応じて、各種通所支援が利用できます。

〈対象者〉 在宅生活している発達障がい、身体に障がいのある児童

〈相談支援〉 障がいの程度や状態に応じて、サービス等利用計画の作成等を行います。

〈内 容〉

■ 児童発達支援

就学前の発達に不安、心配のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

■ 放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

問い合わせ先：健康福祉課 福祉係 ☎33-2117

〈町内の通所支援事業所〉

施設名 住所・電話番号	児童発達 支援	放課後等 デイ サービス
発達支援センターたなぐら(なかよしえん) 棚倉字城跡34番地1 ☎0247-57-5853	●	●
ゆずりは 棚倉字水白田92番地 ☎0247-57-9861	●	●
楓(かえて) 棚倉字水白田92番地 ☎0247-57-9861		●

〈東白川郡の相談支援事業所〉

専門相談支援員を配置し、必要な情報提供や援助などを行います。

■ あした天気になあれ

棚倉字水白田92番地 ☎0247-57-9861

■ 東白川地域相談センターはなわ

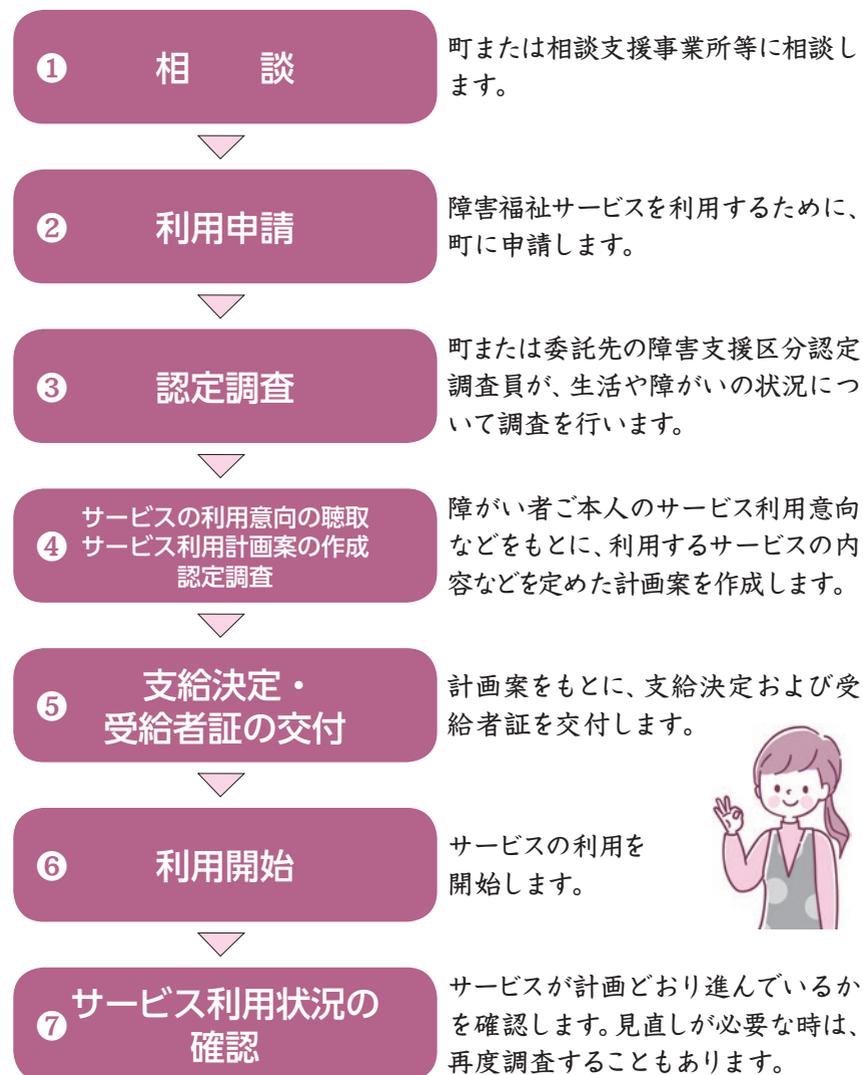
塙町大字塙字大町4丁目90番地2 ☎0247-57-6157

■ 障害福祉サービスを利用するには

障害福祉サービスを利用するためには、支給(利用)の決定を受けて、障害福祉サービス受給者証の交付を受ける必要があります。

サービスを利用した場合は、町と利用者で費用を負担します。

〈障害福祉サービス利用までの流れ〉



ひとり親家庭への支援

■ ひとり親家庭生活安定支援事業

ひとり親家庭の生活安定を支援するため、福島県が実施しているひとり親家庭の父母への就業支援事業を利用する方に対し、資格取得などに係る受講費用を補助します。

詳しくは、健康福祉課 福祉係 ☎ 33-2117へご相談ください。

① 棚倉町ひとり親家庭高等職業訓練促進事業補助金

ひとり親の父母が、看護師・准看護師・介護福祉士などの資格取得のため、養成機関で6か月以上修業する場合、福島県では生活費（非課税世帯：月10万円・課税世帯：月7万500円）を支給する「福島県高等職業訓練促進給付金等事業」を実施しています。

町では、この制度を利用する方に対し、修学費用の一部を補助します。

② 棚倉町ひとり親家庭自立支援教育訓練事業補助金

ひとり親の父母が、就職に有利になるように、大型自動車免許・介護職員初任者研修や医療事務等の指定されている教育訓練講座を受講した際に、福島県では受講費用の一部（受講費用の60%）を助成する「福島県自立支援教育訓練給付事業」を実施しています。

町では、この制度を利用する方に対し、さらに受講費用の一部を補助します。

■ ふくしまシングルママ&パパハンドガイド

ひとり親家庭のお母さん、お父さんが利用できる情報を掲載しています。「福島県のホームページ」からダウンロードできますので、ご利用ください。

問い合わせ先：福島県子ども未来局児童家庭課 ☎ 024-521-7176

■ ひとり親家庭相談窓口

専門の相談員が、次のような相談を受けています。相談は無料です。相談の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

- 母子家庭等の子育てに関することや仕事に関することなど生活上の相談
- 児童の非行・不登校・障がいに関すること等、家庭や児童の養育に関する相談

東白川福祉相談コーナー ☎ 33-2225

福島県県南保健福祉事務所 ☎ 0248-22-5647

窓口対応時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始除く）

■ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭の経済的自立とその扶養する子どもの福祉の増進を図るため、目的に応じて、資金を貸付するもので、原則無利子です。

貸付の種類には、修学資金、生活資金、就学支度資金などがあります。

問い合わせ先：福島県県南保健福祉事務所 ☎ 0248-22-5647

■ 児童扶養手当

離婚、死亡などによるひとり親家庭などの方の生活の安定と自立を助けるために、手当が支払われます。

申請が必要で、所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。
(対象者)

離婚、死亡などにより父または母がいない、父または母に重度の障がいがある場合等で、18歳に達した日の属する年度の末日（一定の障がいがあるときは20歳未満）までの児童を養育している方。

■ ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の方に受給者証を発行し、保険診療分の医療費の助成をしています。1世帯につき、月1,000円の自己負担があります。

申請が必要で、所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先：健康福祉課 福祉係 ☎ 33-2117



生活支援

■ 棚倉町ステップアップ給付金支給事業

棚倉町の定住化促進、子育て支援の取り組みの一環として、進学により新たなステージにステップアップする町の子どもたちを応援するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に実施しています。

■ 支給額 (対象児童、生徒一人につき)

- ・小学校入学：30,000円
- ・中学校入学：50,000円
- ・高校等入学：50,000円

※高校等とは、中学卒業後に入学する高等学校等を指します(高等学校、高等専門学校(高専)、高等専修学校など)。

問い合わせ先：健康福祉課 福祉係 ☎33-2117

■ 結婚新生活支援補助金

少子化対策の一環として、新婚世帯の居住にかかる費用を補助しています。

補助の対象となる世帯や条件等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

〈補助対象経費〉

■ 住居費

結婚を機に年度内に支払った、町内の住宅を取得または町内の賃貸物件を賃借する際に要した費用。(住宅の購入費・住宅のリフォーム費用・賃貸物件の賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料)

■ 引越費用

年度内に支払った費用で、引越業者または運送業者への支払い、その他の引越しに係る実費。

〈補助金額〉

住居費と引越費用を合わせた額。(各種要件及び上限有り、最大60万円)

問い合わせ先：地域創生課 企画調整係 ☎33-2112

定住支援

■ 定住促進空き家取得補助金

空き家の利用促進と本町への移住を推進するため、棚倉町空き家バンクに登録された空き家を取得し、自ら居住しようとする県外からの移住者に対して取得費用の一部を補助しています。

補助の条件等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

〈対象者〉

福島県外から移住し、取得した住宅に自ら居住されている方。

〈補助金額〉

移住者が定住するために取得した空き家の取得に係る経費(土地取得や外構に係る経費等は除く)の2分の1の額。(上限50万円)

■ 定住促進空き家改修等補助金

空き家の利用促進と本町への移住を推進するため、棚倉町空き家バンクに登録された空き家を取得し、自ら居住しようとする県外からの移住者等に対して改修等費用の一部を補助しています。

補助の条件等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

〈対象者〉

- 福島県外から棚倉町内に移住される方
- 東日本大震災や原子力災害で被災・避難されている方



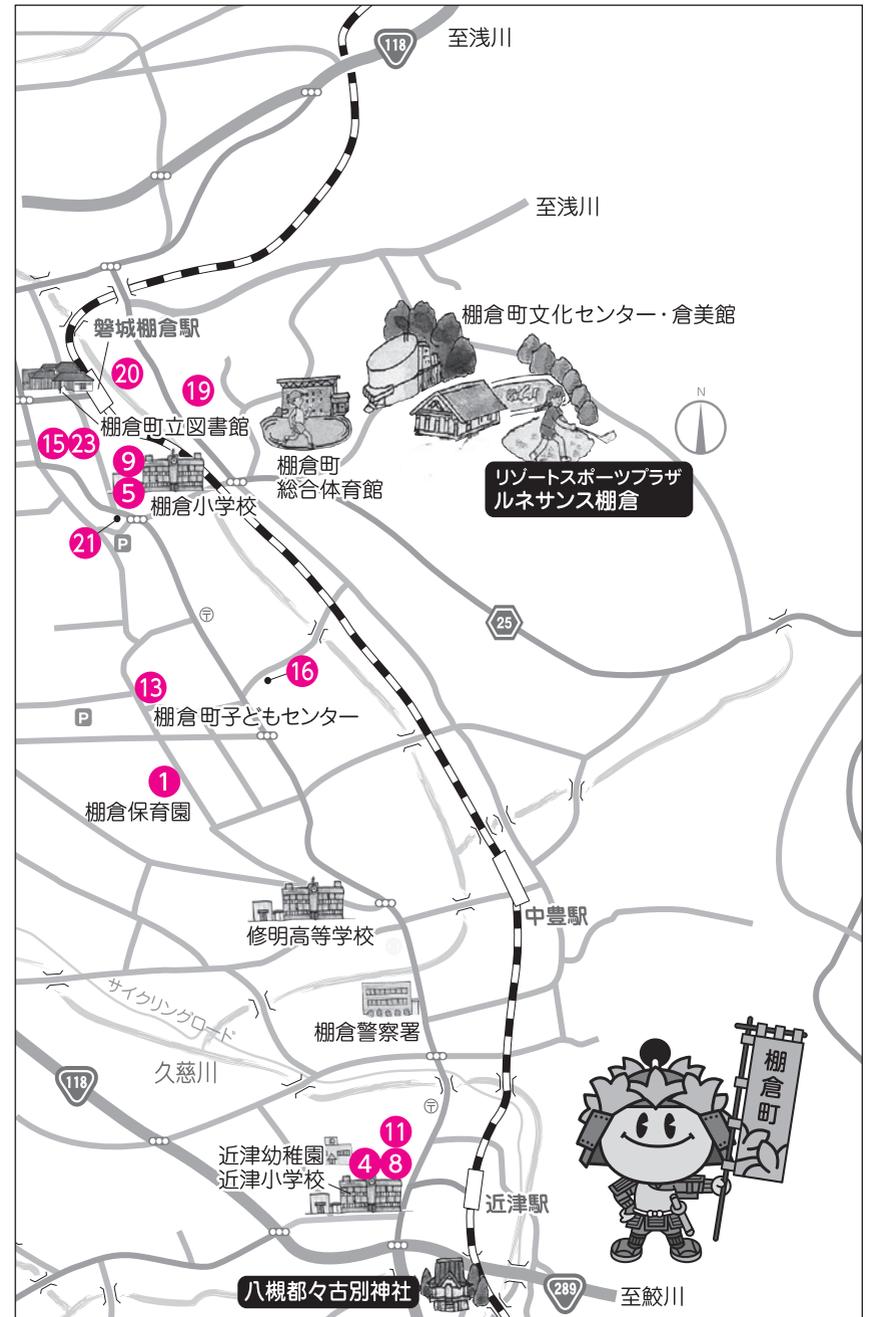
〈補助金額〉

補助対象者が行う空き家の改修等にかかる経費で、経費の2分の1の額(上限50万円)

問い合わせ先：地域創生課 企画調整係 ☎33-2112



主な子育て支援マップ



保育園・幼稚園・小中学校等

■ 保育園

No.	名 称	住 所	電話番号
①	棚倉保育園	棚倉字南町54-1	0247-33-3367

■ 幼稚園

No.	名 称	住 所	電話番号
②	棚倉幼稚園	棚倉字宮下138	0247-33-2352
③	社川幼稚園	逆川字山梨子山7-6	0247-33-7060
④	近津幼稚園	下山本字久保田11-1	0247-33-2755

■ 小学校

No.	名 称	住 所	電話番号
⑤	棚倉小学校	棚倉字北町118-1	0247-33-3144
⑥	社川小学校	逆川字山梨子山19	0247-33-3351
⑦	高野小学校	山際字仙石103	0247-35-2005
⑧	近津小学校	下山本字桃木田34	0247-33-2154

■ 放課後児童クラブ

No.	名 称	開設場所	開 設 日	開設時間	
				平常日	土曜日 長期休業中
⑨	棚倉児童クラブ	棚倉小学校	4月1日～ 翌年3月31日 ※日曜日、祝日、お盆、年 末年始、その他指定す る日はお休みです。	授 業 終 了 後	7:30
⑩	社川児童クラブ	社川小学校体育館		∫	∫
⑪	近津児童クラブ	近津小学校		18:00	18:00

■ 中学校

No.	名 称	住 所	電話番号
⑫	棚倉中学校	棚倉字城跡88-5	0247-33-3176

■ 子育て支援施設

No.	名 称	住 所	電話番号
⑬	棚倉町 子どもセンター	棚倉字城跡 34-1	0247-57-5310
⑭	棚倉町 保健福祉センター 棚倉町 子育て世代包括 支援センター	棚倉字中居野68-1	0247-33-7801



町内医療機関

No.	医療機関名	住所	電話番号	診療科目	B型 肝炎	球 小児の 菌肺炎	五種 混合	B C G	麻しん 風しん 混合 ワクチン	水 痘	日本 脳炎	二種 混合	(子宮 頸がん) HPV	ウイ ルス タ
15	あらまちクリニック	棚倉字北町156-2	0247-33-8018	内科、消化器科、小児科	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
16	大木医院	棚倉字古町28-4	0247-33-2424	内科、外科、耳鼻咽喉科					●		●	●	●	
17	おおひら整形外科クリニック	棚倉字町裏53-8	0247-33-9468	内科、整形外科、 リハビリテーション科										
18	杉山胃腸科外科皮膚科	棚倉字広畑153-7	0247-33-7551	内科、消化器科、整形外科 気管食道科、皮膚科、外科										
19	深谷クリニック	関口字上志宝73	0247-33-3223	内科、呼吸器科、消化器科 循環器科、小児科、外科、整形外科 皮膚科、肛門科、リハビリテーション科 放射線科					●	●	●	●	●	
20	ふじた循環器内科クリニック	棚倉字北町22	0247-33-2013	循環器内科、内科、小児科	●	●	●		●	●	●	●		●
21	和田医院	棚倉字城跡3	0247-33-2012	内科、呼吸器科、消化器科 循環器科、皮膚科、放射線科	●		●	●	●	●	●	●	●	
22	あきやま歯科医院	棚倉字観音向1	0247-33-8041	歯科										
23	塩田博文歯科	棚倉字新町52-1	0247-33-6483	歯科										
24	棚倉中央歯科医院	棚倉字宮下199-3	0247-33-7770	歯科、矯正歯科 小児歯科、歯科口腔外科										
25	中島歯科クリニック	逆川字前山11-5	0247-33-4135	歯科										
26	はら歯科クリニック	棚倉字水白田44-4	0247-23-0818	歯科、矯正歯科、小児歯科										

診療時間など
詳しくは各医療機関に
お問い合わせください。



親子でお出かけ

城跡多目的広場

桜の時期には、お堀の周りに咲く桜をながめながら、のんびりと過ごすことができます。ブランコや滑り台が設置されています！



場所：棚倉町城跡86番地5

子どもセンター

お天気を気にせず、室内遊びができます。ボールプールやトランポリンなどの色々なおもちゃがそろっています！すくすくルームなどの催しもあり、小さなお子さんを持つお母さん方の交流の場になっています。



場所：
棚倉町城跡34番地1



ルネサンス棚倉 ふれあい広場

町内一の複合遊具があり、お子さんも楽しく遊ぶことができます。大きなジャングルジムもあるので、思う存分からだをつかって遊べます！



場所：棚倉町関ロー本松43番地1

問い合わせ・相談先

担当課・担当係	主な内容	連絡先	
健康福祉課 保健福祉センター 健康づくり係	妊娠届出・母子健康手帳交付 妊産婦健康診査・産後ケア 低所得妊婦初産科受診料助成 不妊治療及び不妊検査費助成 たなぐら出産子育て応援給付金 すこやか赤ちゃん応援給付金 妊産婦・乳児家庭訪問・育児相談 予防接種・乳幼児健康診査 幼児歯科クリニック	33-7801	
健康福祉課 子育て世代 包括支援センター			
福祉係 子ども家庭総合支援拠点	児童手当・ファミたんカード おもいやり駐車場 障がい福祉・ひとり親家庭 ステップアップ応援給付金	33-2117	
住民課	医療年金係	健やか子育て医療費助成 出産一時金制度(国保加入者のみ) 重度心身障害者医療費助成 妊産婦医療費助成	33-2116
	住民係	出生届	
	消防環境係	チャイルドシートの貸し出し(1歳~)	
子ども教育課	子ども係	保育園・幼稚園・児童クラブ ワイワイひろば・すくすくルーム ファミリーサポート事業	33-7881
	教育総務係	小学校・中学校	

行政手続の一部オンライン化について

棚倉町では、各種行政手続の一部についてオンライン化を開始します。(インターネットで手続可能となります。)今まで役場で行っていた手続の一部について、ご自宅等でスマートフォン、パソコン、タブレット等を使って行うことができます。ぜひご利用ください。



棚倉町スマート申請システム

<https://lgpos.task-asp.net/cu/074811/ea/residents/portal/home>

その他、GooglePlayストア、AppleStoreから「TKC TASK ポータル」アプリを無料ダウンロードすることで、利用が可能です。

発行：棚倉町 健康福祉課 健康づくり係(棚倉町保健福祉センター内)

〒963-6192 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野68-1
☎ 0247-33-7801 FAX 0247-33-7820

令和7年10月

